

平成27年度「電子政府利用促進週間」の実施について

2015年（平成27年）10月26日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定

「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（2004年（平成16年）9月15日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2015年度（平成27年度）の電子政府利用促進週間の実施について、下記のとおり定める。

これに基づき、本週間を中心に、予算の効率的かつ効果的な執行に配慮しつつ、電子政府に関する普及啓発活動を展開するものとする。

記

1 主催

総務省、全府省

2 実施期間

2015年（平成27年）11月2日（月）から8日（日）まで

3 実施事項

(1) 利便性の高い電子行政サービス実現への取組

ア オンライン申請の利便性の向上に向けた取組

a 改善促進手続

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（2014年（平成26年）4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき改善取組計画を策定した改善促進手続については、改善取組計画に基づく取組を進めるほか、下記の事項に留意して、国民等利用者に対する普及啓発及びニーズの把握に努めるものとする。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び各府省のWebサイト並びに広報誌等各種広報媒体を活用して、オンライン申請のメリット等を広く周知する。
- ② 士業、企業担当者等申請を行う機会の多い者に対する説明会・講習会等の実施、分かりやすく、かつ、なじみやすいパンフレット等の配布、申請窓口等における利用者への案内等を通じたオンライン申請の利用勧奨を行う。また、申請システムに複数件分の申請を一括で行う機能を導入している場合は、これが企業等により広く活用されるよう周知する。
- ③ 国民本位の電子行政を推進する観点から、電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問

合せや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。

- ④ 職員が、申請窓口等に来所した利用者にオンライン申請のメリットや申請方法等を適切に案内できるよう、職員への研修、啓発等を実施する。

b 改善促進手続以外の手続

改善促進手続以外の手続のうちオンラインでの利用が可能なものについては、手続の特性、利用者の属性、利用者からの意見・要望等の状況に応じて、上記の取組を行うものとする。

イ 行政情報の電子的提供の改善に向けた取組

「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、基盤等の整備や改善を進めるとともに、各府省において、提供するWebサイトに関して、利用者に対するアンケート調査やヘルプデスクが受け付けた問合せや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、これを踏まえて提供する情報の拡充、迅速な情報提供、情報の分かりやすさや探しやすさの向上等(ドメインの整理、二次利用がしやすい機械判読可能なデータ形式でのデータ提供、API整備等を含む。)に努める。

(2) 情報管理の徹底

各府省において、会議、職員研修、電子メール、電子掲示板への掲載等を通じ、以下の事項について周知徹底を図る。

特に、下記①について、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理については、総務省において本年8月25日に改定した「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総務省行政管理局長通知)の趣旨を踏まえ、各府省において、情報システム部門との連携強化やパスワードの設定などの現場における安全管理措置、所管省と法人の間の迅速な連絡や被害拡大防止の早期措置などの漏洩等事案発生の際の初期対応について、それらの徹底を図る。

また、下記②について、情報の窃取・破壊・改ざんを企図したとみられる標的型攻撃を始めとしたサイバー攻撃に対処するため、情報システムにおける対策、インシデント対応を行うチーム(CSIRT)体制の整備等、政府機関における統一的な基準に基づく対策を徹底する。

- ① 電子政府の基盤法制の一つである「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の趣旨や制度の概要(保有個人情報について

安全確保措置を講ずる義務など)等

- ② 情報セキュリティポリシーに基づき職員が遵守すべき事項
- ③ 「公文書等の管理に関する法律」の趣旨や制度の概要等

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨や制度の概要等について、全国51か所に設置している情報公開・個人情報保護総合案内所等において更なる周知を図る。

(3) 研修の実施

各府省における電子政府の取組をより効果的に推進させるため、総務省行政管理局が提供する「情報システム統一研修（eラーニング）」を活用する等により、職員のITリテラシーの向上を目的とした研修を実施する。

4 その他

各府省間の情報共有を図り、政府全体として電子政府に係る普及啓発活動の効果的な推進に資するため、本週間を中心とした活動実績等について、各府省の状況を総務省へ報告するものとする。